

○議長（中村 敦君） 次は、質問順位 7 番 1 つ、海水浴シーズンの実態と海水浴場の健全かつ安全な運営のために、2 つ、広域ごみ処理計画の中止を求めて、3 つ、新庁舎建設について。

以上 3 件について、12 番 沢登英信君。

〔12 番 沢登英信君登壇〕

○12 番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信君でございます。ただいま議長より御紹介いただきました。順次、趣旨質問をさせていただきます。

まず、海水浴シーズンの実態と海水浴場の健全かつ安全な運営のためについてでございますが、新型コロナ明けにもかかわらず、日帰り宿泊は振るわず、来遊客数は前年を上回ると、9 月 5 日の伊豆新聞をお手元の資料の 2 番目に大きく添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

この報道をどのようにお考えになっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

令和 2 年度からこの 4 年度にかけまして、新型コロナの対策、白浜大浜海水浴場では大浜に見合ったお客さんの数があるとの考えをしてきたと、こう言えるのではないかと思うわけであります。イタリアのローマや、あるいは京都でも過剰な観光客、いわゆるオーバートーリズムによります地域住民の生活や自然環境の破壊、犯罪の増加などは避けなければならないと思うところであります。

本年は白浜大浜で、この新聞にありますように 11 万 8,205 人、これを 45 日で割りますと、1 日平均約 2,627 人ですから、そういう意味では 1 日 5,000 人から、いわゆる 22 万 5,000 人ほどの状況を目指すべきだと、施設の規模としてはあるのではないかと思うわけであります。

しかし、下田の実態を見ますと、波が荒れ遊泳禁止となったときの外浦や、あるいは鍋田海岸は、まさに混雑し過ぎていると、こういうことも言えるのではないかと思うわけであります。

その一方、吉佐美大浜海水浴場は、広い浜辺と駐車場があるにもかかわらず、1 万 1,405 人だと。1 日に 245 人平均で、実績だというわけであります。多々戸 2 万 6,388 人の場合の、少なくとも 5 万 3,000 人以上の方を受け入れることのできる浜地であると思うわけであります。

どうしてこのような実態になっているのか、まさに白浜大浜にはトイレやシャワーの、この海水浴場としての基本的な施設が十分に整えられていないということが言えるのではないかと思うわけであります。また、海水浴場同士の情報提供が必要ではないかと思うわけであ

ります。

せっかく下田の海に来ていただいたにもかかわらず、海に入れない、遊泳禁止だと、こういうようなことがないように、台風であれば致し方ございませんが、そのようなサービス提供が必要ではないかと思うわけであります。

また、海水浴場で10.4%の増、あるいは伊豆急の下田駅の降車人員が15%の増であると、下田海中水族館は台風が大きく影響し、勢いを感じずという表現となっているところでございますが、この間、皆さんは給料が上がらない、上がらないままで大変な物価高が押し寄せてまいっているかと思うわけであります。

ガソリン1リットル186円50銭を超えるような、190円台になっているところもあるのではないのでしょうか。このような中で、やはり全体を把握していくという観点から申しますと、自家用車によりますこの下田海水浴、夏のシーズンでの入り込み調査や、また外国人の方の来游客数をきっちりと把握をしていく必要があるのではないのでしょうか。これらの点が、どのような調査がされているのかされていないのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

次に、海水浴場の健全かつ安全な運営のために、白浜大浜海水浴場の暴力団等違法営業者排除対策についてお尋ねをしたいと思うわけでございます。

まず、下田市夏期海岸対策協議会の暴力団等排除部会の活動と実績についてお尋ねをしたいと思いますが、お手元の資料の写真を御覧ください。

佐々木清和氏が撮影されました、8月5日あるいは8月26日の違法業者の実態がここで写真上、明らかにされているわけであります。写真24、朝方かと思いますが、軽トラから浜に違法なベッドやパラソルを持ち込んでいるところが撮影されております。そして皆さん、さらにめくって裏を見ていただきますと、道路上のこの横断歩道のところで、いわゆる勧誘する違法状態が映されているわけであります。このそばには警察官も立っております。そしてこの違法業者の先ほどの前には、ボンズの職員も立っているけど、ただ見ているだけという、この違法行為をやめさせるという行動に一人も出ていないと、私はこの写真から推測をするわけであります。

パラソルやサマーベッド等の浜への違法持込みを阻止することが必要ではないかと思いますが、どのようにお考えなのか。そしてこのような違法行為を阻止することがどうしてできないのか、その体制をつくるために当局に、市長に努力を求めたいと思うわけであります。

原田区第9組の要望事項、令和4年はどのように実現されたのでしょうか。前回の6月議会でも質問をいたしました、警備会社ボンズと職員、警察によります浜での違法行為をど

うして取り締まれないのか、そして違法業者に指示文書を幾つ出したのかと、そしてその違法業者にやめろという指示や通知文書がどのように出されているのか、お尋ねをしたいと。

海水浴場の管理に必要な専門人材、救助、警備、啓蒙活動のできるようなプロを育成してほしいと、こう前回の6月でも申し述べてきたところでございます。なかなか人材育成は困難かもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたい。また、白浜全区の住民の生活権を守る条例の制定、いわゆるアルコール禁止区域や花火の禁止時間、入れ墨の露出禁止、海岸植物の再生など、今の海水浴場条例では規定がされていない、生活習慣や白浜、原田の環境を、生活環境をきっちり守っていくことのできる、そういう条例の制定が必要ではないのでしょうか。

次に、SOMAの活動についてでございます。

一般社団法人白浜OCEAN管理機構の活動について、下田市の夏期海岸対策協議会白浜支部、白浜原田支部である、このように当局は言っているわけでありますが、元教育長の佐々木さんや酒井さんが理事となり、そして原田区の区長さん、あるいは観光協会長さんが幹事になっている。しかし、その設立総会の中では、原田区や観光協会を代表するものではない、個人として監査委員に参加してるんだと、このように私は理解しておりますが、そうではないのかと。原田区及び観光協会として、SOMAというこの組織に参加しているのかと、一般社団法人は、それはまさに誰でも2人以上の理事があれば設立することのできる団体ではないのでしょうか。

海水浴のこのSOMAの対策は、市から派遣されたライフセーバーが当たり、海水浴場内でのこのアナウンス、あるいはごみ処理等に当たっていようかと思うわけであります。そして収益事業としてジュースやビールの販売、テントやベッド等、レンタル収益事業が主な収益事業の取組になっていようかと思うわけであります。まさに違法業者とこのSOMAが、同じ浜の中で同じような仕事を競合しているという実態になっているわけであります。

SOMAは浜の海水浴場の管理をする団体であって、この違法業者を取り締まる団体ではございません。取り締まるのは、今の法体系、条例では下田市が行うということになっているわけであります。

そして下田市は、下田警察署や海上保安庁と協力をし、あるいはボングの職員を雇って対応しているんだと。この点は評価をするところでございますが、住民が期待しているような取締りをきっちりと整備をしていくという姿勢が、職員の中にもまだ残念ながら見られないと言わざるを得ないと思うわけであります。

6月の副市長の答弁をいただきました。21日の答弁ですが、今後の海水浴場の無許可営業や反社会的組織への対策として、観光客向けの啓発書類を公共交通機関に掲示し、警察の連携パトロール体制を強化することを明言いただきました。警察署長ともパトロールされたと報告を受けておりますが、詳しく御説明いただきたい。

それから、無許可業者ではございません、違法業者でございます。今の海水浴場条例において、浜地で営業することは認めていないわけであります。申請を出せば、それを受け付けるという法体系にはなっておりません。やってはいけないということになっているわけであります。

ただし書があって、海水浴場を管理する団体、いわゆる夏期対の原田支部が浜の管理に必要であれば収益事業を行っていいんだと、こういう体制になっているわけであります。

余談でございますが、この資料を出すに当たりまして、違法業者のこの佐々木さんの表示を違法ではなく、先ほど言いましたような、この無許可業者と表現を変えろと、こういう指示を議長からいただきましたけれども、まさにとんでもない見解と私は考えるところでございます。やってはいけない違法な行為をきっちりと取り締まる、無理が通れば道理が皆さん引っ込んでしまうという現状に、残念ながらなっているのではないのでしょうか。

次に、広域ごみ処理計画の中止を求めてを説明いたします。

令和5年3月30日に配布されました「広域ごみ処理施設整備基本計画」と「広域ごみ処理施設整備に関するPFI等導入可能性調査業務」によりますと、都市計画決定が必要とされております。都市計画決定とはどういうもので、どのように決定をされるのか、お尋ねをします。6月にもお尋ねしましたが、明快な回答をいただいております。

建築基準法第51条の実施において、汚物処理、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設、ごみ処理施設等と用途に供する建築物は、原則、都市計画でのその敷地の位置を決定しているものでなければ新築または増築できません、してはいけないと明記されているわけであります。つまり都市計画の観点から見て、敷根にごみ焼却場を建設する予定地としてよろしいかどうか、審議にかけられる、かけなければならないという、こういうことになっているわけであります。

また、2年間の期間の延期ということを当局はっておりますが、どうして2年間なのか、どういうわけなのかもお尋ねしたいと思います。

この間、一部事務組合、南伊豆地域清掃施設組合はどのような仕事をされるのか、さらに南伊豆地域ごみ処理計画に関します、閉会中の継続審査報告、江田議員も質問をしましたが、

若干違う観点から私は質問をしたいと思います。

延命化と新築の比較ということでございます。皆さんのお手元の資料、新築か改良か、令和3年12月14日で、若干資料は2年ほど前のものですが、そこに82億9,050万円で新築がある。それぞれの市町村が改修をするということであれば、22億9,400万円で済むんだと、こういう資料が具体的に提示がされているわけであります。

建設地の適地が妥当なのかどうか、環境影響調査が進めば、それがよければ適地と言えるのか、市長にお尋ねしたいと思うところであります。

また、ごみの減量化計画がどのように進められるのか、令和18年、令和13年、あるいは18年に向かって計画をつくるんだと、今計画をつくって実行しなければならないものが、どうして18年と、十数年先に延ばされなければならないんでしょうか。

脱水汚泥の焼却はやめるべきでございます。ここのチラシにも書いているところではないでしょうか。資源化施設の先行整備、容器プラスチックの検討は、どうして進められていないのでしょうか。これは議会として、市当局に要請をし、質問している事項であります。明確な答弁をお願いしたいと思います。

次に、生活環境影響調査の結果をどのように理解をされているのか。ダイオキシン等有害物質が大気中に排出しても、空は広いから煙突を高くしておけば薄めてくれて大丈夫、こういう考え方が企業や当局の今日の主張がまかり通ってきており、それが取り返しのつかない重大な環境破壊にまで来しているのではないのでしょうか。

川崎は四日市の喘息などの大気汚染、カドミウム汚染によりますイタイタイ病、あるいは有機水銀中毒が原因の水俣病、魚が食べられなくなり、漁業が萎えてしまう。このような状態が全国で報道されてまいっているのではないのでしょうか。

今の煙突の高さ45メートルでは、下田中学校や認定こども園のレベルと同程度となるので、その倍近くの恐らく90メートルとか100メートルの高さの煙突が必要になってまいるのではないのでしょうか。20年も30年も先に結果が出てくる、この公害の危険はまさに注意深く避ける知恵を働かせるべきであると思うわけであります。

「みらくるくる」で市単独の焼却炉では、CO₂が年間4,105トン、これが敷根の1炉にすれば2,144トンになるとしているわけであります。そして、ごみの燃やすことから発生しますCO₂は、2,144トンのうち1,004トンであるとしているわけでありますが、これを300日、焼却炉を稼働したとして300で割りますと、3.346トンとなります。1日に3トン以上のCO₂を排出すると。

水に例えますとドラム缶4本で1トンでございます。まさに一日にドラム缶13.38本も排出することになる。市長はこれをどう理解しているのか、していないのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

生きている地球レポート、世界自然保護基金2008年度版によりますと、世界中の人々が平均的なアメリカ人と同程度の暮らしをしますと、地球が4.5個必要と言われております。そして日本人と同程度の暮らしをすると、地球が2.3個必要だと。

このような状況の中で、資源も環境汚染の問題でも、地球の容量には限界があるということでございます。出してはいけない、なるべくCO₂や有害物は排出をしないという最大の努力をしなければならないことは皆さん、明らかではないかと思うわけであります。

さらに都市計画審議会だけではなく、下田市土地利用委員会の申請対象になるのではないかと思うわけであります。この焼却場は1,000平米以上の開発になろうかと思えます。ぜひ、土地利用委員会建設課長はどのような立場からこれを実行しようとしているのか、チェックをしないで済まそうとしているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

令和3年11月16日、1市3町の首長が合意したと、市長さん及び町長さんが合意したという覚書により、まさに敷根にごみ焼却工場をつくる案は、上から降ってまいったと言っているのではないのでしょうか。

このような市民にとって大切な町にとって、議論が分かれるような工場を造る場合には、当然、審議会をつくり市民の意見をきっちりとまとめて、それを参考にするということが私は必要ではないかと思うわけであります。

審議会もつくり首長の覚書で次々と進めていく、このやり方はまさに民主的ではない、独断的なやり方である、改めていただかなければならないと思うわけでありますが、市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思えます。

また、下田市下水道事業におきまして、国の指導の下、下水汚物あるいは汚泥をバイオ発酵させ、下水道処理場で使う電気を発電する、こういう実証実験といいますか調査といいますか、そういう事業をすると、当初予算のときに下水道課長は説明をされております。これはどのように位置づけ進められていくのでしょうか。まさにこういうことが進んでいけば、南豆衛生プラントの汚泥処理を燃やさなくても済む、あるいは20%を超えと言われております年間2,000トンからのこの下田の生ごみをこの下水道の施設で処理することもできる、こういう可能性もあろうかと思うわけであります。

総合的に物事を考えずに、焼却炉は焼却炉でどんどん進めていけばいいんだという、こう

いう今の行き方は改め、総合的にまちの在り方を検討していくということを求めてまいりたいと思うわけでございます。

次に、ごみの量を削減するということの計画づくりこそ、差し迫った課題でございます。長友議員からも京都市の「しまつのころ条例」、京都市廃棄物の減量及び適正化处理に関する条例を参考とせよと、こういう御発言もあったかと思うわけでありますが、食品ロスの削減の推進に関する法律は、令和5年5月31日に設立し、既に施行がされているわけであります。

プラスチックに関わる資源循環の促進に関する法律は、令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日に施行がされております。まさに法律ができて、下田市はこの法律に従った施策を先延ばししているわけであります。

やっと13年になって計画を立てるんだと、違法なことさえあえてしていると言っているのではないのでしょうか。そして皆さん、江田議員からの御指摘にもありましたように、事業系ごみの調査が早急に求められているわけであります。

事業系のごみは年間200トン、旅館、ホテルあるいは飲食店、コンビニ、菓子製造業、学校給食の残飯からどれだけの量が出てるのか。かつて50キログラムとかと教育委員会からありましたが、また海水浴場からのこのごみが、どれだけ下田の焼却場に持ち込まれているのか、こういうことの調査なしに廃棄物処理計画が作れるはずがないと思うわけであります。ぜひともこのような調査をしていただきたいと、こう思います。

それから付け加えておきますと、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会では、リサイクル率83.1%を誇ります大崎リサイクルシステムを、他の自治体にもこの実践をすることを通じて社会全体で環境負荷を減らせると、こういうことを目指したプロジェクトを展開しているということでございます。

そして具体的には、西伊豆町でこれを実施しようと、25日から既に始まっていると、禰宜ノ畑の林道の建設地に、西伊豆町は御案内のように、かつおぶしを作るような、そういう食産業がございまして、週に6トンからの生ごみを処理している。沼津の処理場に持っていったら、これをチップ等を含めまして、木の枝等や市民から出る生ごみ、そしてこの漁業者から出る生ごみを含めて、このシステムで25日から来年の3月まで実行し、20キログラムのこの袋を150体つくるんだと。しかもこれは肥料として十分通用するような、検査をして生産をする実証実験をするということでございます。

それぞれ各市で焼却するのではなく、循環をしていくということが試みられてきているわ

けであります。ぜひともこのような実験を糧として、焼却する方向ではない循環型下田市をつくる努力をしていただきたいと思いますというわけでございます。

最後に、新庁舎建設についてお尋ねいたします。

本年8月1日、議員説明会の資料によりますと、想定必要面積、竣工時2026年5,500平米と延べ面積が言われておりました。9月1日の資料によりますと、これが6,500平米とされているわけであります。どうして1,000平米も増えてしまうのか、一体幾らの延べ面積の庁舎を建設しようとしているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

次に、新築棟の設計につきまして、体育館を利用することによって2億円からのお金の建設費用削減ができると、こう申し述べていたかと思うわけでございます。

その一環として、必要な設備整備、機能について意見を聴取するため、ワークショップを開催したと全協で述べられているわけであります。

5月23日、高校生ワークショップ、6月10日、市民ワークショップ、6月29日、子育て世代のワークショップだと。多様な交流ができる調査を目指すとされておりますが、庁舎は市民の交流の場所なのかと、こう問いたいと思うわけであります。

市民のために仕事をする場所、それが役所、市民のために役立つ人たちがいるところ、こういうことではないかと思うわけであります。交流の場所とは別のところにあり、別のところにつくるべきものではないでしょうか。

次に、先行移転はやめるべきだと私はずっと言ってまいりました。行政サービスがいわゆる三分化され低下します。工事中の庁舎で仕事をさせるなど、避けるべきであります。エレベーターの設置など、完成した時点で移転する方向が合理的に経費も削減できるのではないのでしょうか。

令和4年6月の基本計画の改定の財源が18億から22億、これが24億から26億でよいと引き上げられております。まさに8億から4億もの引上げということになるわけであります。このような当局のやり方では、状況によって幾らになってもよいのだと、このように思われるようなやり方は改めるべきであります。少なくとも22億で造るという計画を立てたのなら、22億で造れるような設計に変更し、それに向けて努力をしていく。こういう姿勢こそが職員に求められているのではないのでしょうか。

そういう点で見ますと、エントランスプラザはどうして必要なのでしょう。そのために幾ら費用がかかるのか、災害対策本部、117平米はつくとされておりますが、これはどのように利用されるのでしょうか。さらに国道414号線と接道しておらず、防災拠点としての

機能が満たされていないと思います。接道している設計を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（中村 敦君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○12番（沢登英信君） はい。

○議長（中村 敦君） 2時15分から再開いたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 沢登議員の質問は、海水浴関係が1つ目、2つ目はごみ、3つ目は新庁舎、このうちの1番について少し申し上げて、それから2番目のごみについて、もう少し申し上げる。その他については担当課長からお答え申し上げます。

まず、この夏は本当に暑かったと言われています。史上初めてじゃないかという話もあるぐらい暑くて、とはいってもこの暑さというのは、残念ながら地球の温暖化の結果であって、来年だったらじゃあ涼しくなるかということ、そういうものでもないのではないかと危惧しているところがございます。あまりに暑くて砂浜の砂の間を動けないと、それで海水浴場に人が来なくなったというような話も聞いたことがございます。それでも一定数のお客様が来てくださって、そして私の見る限り、例えば白浜では今までと違ってずいぶんと安全、健全な空気を感じました。というのは、前は若者たちでワンワンやっていたのが、家族の姿が多かったです。これを毎日そこにいる職員が、見てくださいと、こんなによくなりましたよと言ってました。苦勞したから言えることだったと思います。こちらに座ってらっしゃる中村議員も毎日汗だくになって、その現場で働いているのをお見かけしております。

昨日の質問の中で岡崎議員からも、どれだけ投入してるんだと言われまして、これじゃ職員が疲弊してしまうじゃないかというように言われたんですが、私どもとしては今年は重要な年だと位置づけまして、言うまでもなく裁判、あの事件のあった年で、今こそ私たち

はもっと頑張らなきゃいけないということで、職員がみんなでよくやってくれたと私は思っております。これがまず1つ目の海水浴についての私の所感です。

2つ目についてお答えします。

温室効果ガス削減、脱炭素の取組は、言うまでもなく住民と事業者と行政、こうしたその三者が一体となって進めることが肝要でございます、言うまでもありません。このため下田市を含む周辺のまちと協力し、それぞれ議会でもしっかりと議論していただきながら、科学的なデータもちゃんと観測し、客観的な安全性を確認して前に進むという、今取組をしているところでございます。

福島の処理水でも同じことが言えるかと思います。科学的な根拠に基づき第三者的な機関がしっかりとそれについてよいと言っている中で、今やっている私たちは風評被害に負けてはいけないと取り組んでいるところです。

このごみについても沢登議員がおっしゃったとおり、やがて都市計画という場において審議会にもかける。現在はその都市計画の手続はありませんが、とりあえずこれまで私がずっと言っていた候補地の一つであって、もちろん一つしかないんですが、予定地ではないと言ったのはそういったことからでございます。

この現在行われている縦覧を経て、市及び関係する町とここで行こうと、予定地として決め具体的な計画の内容を詰める、そういう作業に入ってまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、海水浴シーズンの実態、白浜大浜海水浴場の暴力団等違法営業者排除対策、原田9組の要望事項、一般社団法人白浜OCEAN機構、通称SOMAの活動についてお答え申し上げます。

最初に、今夏の日帰り客が多く、宿泊が振るわないとの伊豆新聞の記事に対する市の見解についてと、吉佐美大浜海水浴場の入り込み客数についてお答えいたします。

7月、8月の宿泊客数につきましては、前年同期比約6.7%の減となっております。要因につきましては、お盆の台風の接近によるキャンセルとの報告を受けております。

一方で、海水浴客や伊豆急下田駅降車人員につきましては、前年実績を上回っていることから、日帰り客が多いことは推測されます。宿泊客は日帰り客と比べて消費額が高く地域経済への貢献度も大きいことから、下田市観光協会等関係団体と連携し、魅力ある旅行商品の企画、情報発信等に努め、宿泊観光の推進に取り組んでまいります。

吉佐美大浜の入り込み客数の減少につきましては、8月1日から14日の多くの集客が見込まれる期間に、台風の影響による遊泳禁止や注意の日が多かったことが原因と考えられます。また、吉佐美大浜の浜の大きさから考えますと、ほかの吉佐美の海水浴場と比較して、毎年入り込み客数が少ないことから、トイレ、シャワー等の施設整備の充実とともに情報発信に努め、入り込み客数の増加をさせていきたいと考えております。

続きまして、自家用車の入り込み調査と、外国人来遊客数の必要性についてお答え申し上げます。

自家用車の入り込み調査につきましては実施しておりませんが、議員御指摘の意見に関しましては、関係課や下田市観光協会、夏期对各支部等、関係者と調査方法等について検討してまいります。

外国人の来遊客数につきましては、道の駅、開国下田みなとと駅前観光案内所で調査しております。7月、8月の来遊客数につきましては、道の駅では前年同期比10.6%増、駅前観光案内所では前年同期比822%増となっております。

駅前観光案内所の大幅な増の要因につきましては、コロナの5類移行に伴いインバウンドが急回復し、電車での来訪が増えたものと考えております。来遊客数の把握につきましては、動向やニーズを把握するため重要と考えておりますので、より正確なデータの把握に努め、効果的な誘客施策に取り組んでまいります。

続きまして、下田市夏期海岸暴力団等排除対策部会の実績と、パラソルやサマーベッド等の違法持込みを阻止する体制についてお答え申し上げます。

下田市夏期海岸暴力団等排除部会につきましては、6月30日に会議を開催し、今夏の対策について協議しております。

具体的な対策としましては、暴力団排除勉強会への参加、下田警察署と協力し、暴力団等排除ポスターや無許可営業を利用しないよう明記したチラシをバスやタクシー、宿泊施設等への掲示を依頼するとともに、白浜大浜海水浴場周辺の店舗等を訪問し、海水浴場のルール、禁止事項の周知を図っております。

海水浴場開設初日には、白浜大浜海水浴場にて暴力団等排除パトロールの実施、臨時派出所の宿直体制の強化、原田区駐車場の入り口にパトカー待機場所を設置し、巡回パトロールの強化を行っております。

パラソルやサマーベッド等の持込みの阻止につきましては、昨年度、条例違反行為が確認された事業者に対し、海水浴場開設前に行政指導という形で持込みを行わないよう指導した

ほか、市職員、警察、警備員による合同パトロールを実施し、浜地内での条例違反行為に対し注意を行っております。また、歩道の管理者である下田土木事務所にパトロールの依頼をしております。しかしながら、パラソルやサマーベッド等の持込みの阻止及び撤去、罰則の適用には至っていないのが現状でございます。

今後につきましては、より効果的な対策に取り組むため、警察や県等、関係者と協議してまいります。

続きまして、原田区9組の要望事項に関する警備会社ボンズの成果、海水浴場管理に必要な専門人材、救助、警備、啓蒙活動のプロの育成、原田区全域の住民の生活権を守る条例制定についてお答え申し上げます。

警備会社につきましては、条例違反行為や海水浴場のルールへの周知徹底を図るとともに、禁止行為やルールを守らない人に対し、個別に注意と改善措置を行っております。

成果につきましては、警察やライフセーバー原田支部、地元住民からもルールや条例の違反行為が減少したと伺っており、浜地内での無届けの営業行為が抑制されたとともに、入れ墨の露出や騒音問題等についても効果を上げることができたと考えております。

海水浴場管理に必要な人材としましては、救助、救護、啓蒙活動等についてはライフセーバーに委託しております。また、ライフセーバーの育成につきましては、全国大会の誘致や下田ライフセービングクラブによる年間を通しての小学生から高校生を対象に育成事業を行っております。

警備につきましては、市職員、警察、警備員による合同パトロールの対策に加え、警備員による巡回等を行っております。専門的人材による警備につきましては、警察官OBの任用について警察と協議する予定でございます。

健全で安心・安全な海水浴場の運営のためには、専門的人材は必要と考えておりますので、警察やライフセービングクラブ等、関係者と検討してまいります。

観光交流課では、下田市健全観光都市形成プロジェクト委員会を設置し、海水浴場及びその周辺地域を含めた様々な課題や、住民が抱える不安の解消に向けた施策について、庁内各課で横断的に連携し協議しております。議員御指摘の意見につきましても、プロジェクト委員会や夏期対等、関係者と検討してまいります。

続きまして、一般社団法人白浜OCEAN管理機構、通称SOMAの活動と、浜地内でのアルコールの販売や飲酒等についてお答え申し上げます。

夏期対原田支部としてのSOMAの事業としましては、監視台の設置、浜地の整備、放送

設備の設置、ブイ設置及び撤去、清掃業務、また下田市海水浴場区域内営業行為許可を取得の上、パラソル、サマーベッド等の海用品のレンタルや、飲食物等の営業事業を行っております。条例違反事業者につきましては、条例違反行為を行わないよう、引き続き注意と改善措置を行ってまいります。

ビール等のアルコールの販売や飲酒につきましては、浜地内での飲酒、販売のサービスを求める海水浴客の声がある一方、飲酒がトラブルや事故につながるということもございます。国内でも浜地内での飲酒を禁止している海水浴場や、場所を決めて提供している海水浴場がありますので、今後の海水浴場の在り方や観光公害の問題等も含めて検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは私から、広域ごみ処理計画の中止を求めるということと御質問いただいておりますので回答してまいります。

初めに都市計画決定の御質問がございましたけれども、この都市計画決定の手続につきましては、県や市の関連部署との協議を実施しております。決定手続の内容等について、その必要性も含めて確認中であるということで、6月定例会でお答えをしたところでございます。現在も引き続き協議を継続しているところでございます。

2点目の工期の延長ですけれども、まず工期の延長につきましては、これも6月の定例会で御説明したとおり、建設工事における働き方改革という中で週休2日制が導入され、工期の長期化であるとかロシアのウクライナ情勢、社会情勢等の変化を踏まえた見直しとして2年間延長したものでございます。

それでこの間の清掃施設組合の業務ということでございますけれども、規約に記載されてございますとおり、広域ごみ処理施設の設置に向けた事務の共同処理ということで業務を行っているところでございます。

それから南伊豆地域広域ごみ処理施設の、ごみ処理計画に関する閉会中の継続調査報告書による指摘事項に関する御質問がございました。こちらについても6月定例会で同様の御質問がございましたのでお答えしておりますけれども、まず施設の延命化につきましては、こちらで現焼却棟の地震に対する耐力というものを構造計算によって検証作業を行いました。これは建設当初におきましては当時の基準に見合った耐力ですとか、構造上の基準に見合っていた施設であったわけですが、現在につきましてはこの基準に見合わないような状況となっております。

それで改修すれば何とか耐力がつながるのかということで検討しておりますけれども、改修ではこれを解決することはできないというような結果を出しております。それで建設する予定候補地の比較につきましては、引き続き検討しております。

減量化ロードマップにつきましては、江田議員の御質問で御回答申し上げましたので、そのとおりでございます。

脱水汚泥の処理に関しましては、現在行っております南豆衛生プラントにおいての方針決定でありますとか、あるいはその下水道部門におきましてバイオマス資源の活用の可能性に関する検討というものを行っておりますので、そういったものを踏まえまして、今後、市の方針を決定してまいります。

資源化施設の先行整備につきましては、施設整備基本計画の中で施設整備方針に記載されております。手順として、焼却施設と資源化施設の順に段階的に整備するということで、整備期間中のごみ処理に支障が生じないようにということで計画をしているものでございます。プラスチックごみにつきましては、資源化施設において処理ラインを整備して資源化を進めるというような計画としております。

それから生活環境影響調査の結果について、どのように理解をされているかということでございますけれども、生活環境影響調査による予測及び影響の分析結果につきましては、全項目で環境保全目標を満たしておりまして、事業の実施に伴う候補地周辺の影響は小さい、生活環境に支障は及ぼさないというような報告を受けております。

それから4点目、みらくるくるとの議員が計算されたCO₂の排出量がとんでもない数字じゃないかというような御質問でございます。

こちらにつきましては、市長が冒頭に地域住民、事業者、行政一体となって進めるべき課題であるというようなことを申し上げております。令和4年3月に第2次下田市環境基本計画を策定いたしました。この第5章、地球温暖化実行計画の区域施策編を策定しておりますが、この中でまずこれが2030年度までに2013年度比46%、2050年度には実質ゼロということで中長期の目標を掲げまして、今後、温室効果ガスの削減に取り組んでいくとしております。

計画におきまして、この基準年度の2013年度の下田市内の温室効果ガスの排出量ですけれども、全体で約18万トンとされています。清掃センターを含みます廃棄物の焼却あるいは埋立て処理に伴う廃棄物部門の排出量というものは約3,500トンで、全体の約2%となっております。

その他内訳としましては、いわゆる第3次産業などが属する業務のその他部門というものが

ございまして、こちらの排出が最も多くて約7万トンで38%となっております。

こういったことから地域住民、事業者、行政等が一体となって進むべき問題が、この地球温室効果ガス削減への取組となると考えております。

それから土地利用についてですけれども、こちらは土地利用は適用の対象外になっております。それからバイオマスについての御質問がございましたけれども、バイオマスについては下水道の浄化センターを活用して、地域バイオマスの資源活用調査ということで現在調査を行っているところで、先ほど申し上げたとおりですが、生ごみの活用性についても、こちらの中で中長期的な課題として取組を進めております。

西伊豆町の件につきましては、詳しい情報は承知しておりませんが、産業廃棄物として出てくる魚介類の加工品会社のアラ、そこから出てくるアラですが、いわゆる産業廃棄物を堆肥化して活用できるんじゃないかということで、研究を始めたというような情報は伺っております。

それから最後の5点目に、ごみの量を削減する計画についてのことで御質問がございました。京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の背景につきましては、京都のクリーンセンターの大規模改修に対応するため、ごみの半減を目指して始まったものでございまして、観光地が抱える廃棄物の問題に先進的に取り組んだ事例が京都の事例と理解しております。

それでこの食品ロス削減計画につきましては、一般廃棄物処理基本計画の見直しなどを行うわけですが、こういった機会に一体的に策定をしていく方向で検討していきたいと考えております。

プラスチックのごみ処理につきましては、新施設における資源化施設において処理ラインを整備して資源化を進めるということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

事業系ごみの調査につきましては、こちらも江田議員の御質問でお答えしております。業種ごとのごみ量までは把握し切れておりませんが、官公庁も含めまして現状は燃えるごみとして処理をされているものです。

なお、学校給食の残食量につきましては、大体年間で10トンから12トンということで、以前の議会で報告をしているところでございます。

私からは以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは、新庁舎建設についてお答えをいたします。

まず、新庁舎全体の面積についてでございます。基本設計における面積につきましては、現時点におきまして6,378平方メートルということで想定をさせていただいております。

下田市新庁舎建設基本計画の改訂版におきましては、新庁舎の必要面積として5,400平米から5,900平米ということで計画を策定しているところでございます。こちらの面積につきましては、今後実施設計に入っていきますので、この実施設計におきまして事業費、規模、施設、機能等、様々な視点から必要な施設の在り方の中で検討していきたいと考えております。

次に、新築棟の設計につきまして、庁舎の機能につきましては下田市新庁舎建設基本計画改訂版においてまとめておりまして、この中で多目的交流スペースや情報提供スペースは、新庁舎に整備する機能として既に掲載をされておりますので、これに沿った設計と考えております。

今回実施をしましたワークショップにつきましては、施設の基本配置を示した中で、主に利活用方法、管理方法について御提案をお願いしたものでございます。この中では、演奏や作品などを披露、展示をする場、放課後や休日の勉強等を行うスペース、雨の日でも遊べる室内広場、調理室を使った交流会等の提案をいただいたところでございます。これらの意見につきましては、今後の実績におきまして施設の設備、仕上げの工夫等の中で生かしてまいりたいと考えております。

次に、先行移転計画でございますが、今回の先行移転計画は、旧稲生沢中学校校舎を活用した新庁舎の建設と併せまして、耐震補強を実施できなかった現行庁舎の安全性確保を早急に実施をするということを併せて実施をしているものでございます。

今回の計画におきましては、補強工事費、工期、行政機能の継続、引っ越しなど様々な観点から検討した結果、最も効率的な方法と考え、実行をしているところでございます。また、旧校舎活用棟のエレベーターにつきましては、本年度予算の改修工事において整備する計画としているところでございます。

先行移転して新築棟完成までの2年間にしましては、庁舎として分庁ということになります。施設の維持管理、行政管理、行政サービス、連絡体制と万全の準備を行い、行政サービスの低下が最小限になるように努めてまいりたいと考えております。

次に、財源と事業費の関係でございます。庁舎建設事業における設計作業に当たりましては、特定財源ありきということではなく、あくまでも全体事業費、必要な施設規模、適切な設備、機能のバランスを勘案するということの方針で進めているところでございます。全協

でも御説明をいたしました、現在、既存建物の活用等、設計の工夫により事業を行っているところでございますが、建設資材や人件費等の高騰の影響から全体事業費の増加が見込まれているところでございます。

今後も引き続き、実施設計におきまして、これらについて慎重に検討を進めていきたいと考えております。

次は、エントランスプラザでございます。エントランスにつきましては、こちら基本計画におきまして、来庁者を迎え入れる玄関として明るく開放的な空間を整備するということが明記されております。

また、併せまして今回は今回の全体設計の中で、旧校舍活用棟、新築棟、体育館棟の3つの建物を接続する空間となることから、一体的な活用のために重要な施設と考えております。費用につきましては、今後、実施設計におきまして細部を詰め積算をまいりたいと考えております。

また、新築棟の災害対策本部につきましては、平常時は大会議室、会議室機能として使い、非常時について災害対策本部として使用するものでございます。

国道との接道でございますが、こちらは現状で施設への道路によるアクセスは確保されていると考えております。また、現状で計画地と国道の間に民有地が存在すること、敷地間に高低差があること等から、今回の計画とは切り離して考えていきたいと考えております。今後、伊豆縦貫自動車道の整備の進捗も踏まえながら、全体計画として検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 市長、最初に答弁を一度はしておりますけれども。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 暫時休憩とします。

午後 2 時42分休憩

午後 2 時58分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質問者の趣旨質問にありました、下田市夏期海岸暴力団等排除対策部会の活動と実績についてお尋ねいたしますという部分について、いま一度当局の答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯田雅之君） 沢登議員の質問に対しまして、暴力団等排除部会の部会長をこの4月以降、仰せつかっております飯田のほうから御回答申し上げます。

先ほど観光交流課長のほうからも答弁の中で御説明しておりますが、今夏の夏期対策が始まる前の暴排部会の設置の協議の後、暴排部会としまして下田警察署と連携をしました勉強会、それから昨年度、浜への条例違反の事業者2社の確認ができておったものですから、7月15日の海水浴が開く前に、警察、市、ここは私も一緒ですが、一緒になりまして、2社に要請書を持ち込むという活動をいたしております。

また昨日、岡崎議員の御質問の中で、特別職を含めて幹部職員と職員のという中で、私が今回、暴排部会長を仰せつかった上で、事前の勉強会を含めて実効性を持って取り組めるように頑張りたいと、6月の議会においても御説明したところにおいては、この7月15日に入る前の段階の中で、せめて毎週末に必ず土・日の一日は出ようというのを決めた上で、7月15日の海開きには別の公務で天城を越えておりましたものですから、翌日の16日の日曜日から警察署長も御同行いただいたんですが、警察が用意してくれた黄色い暴力団排除だったか、のぼり旗を持って一緒に、そのときにはたしか岡崎委員、天野議員に御同行いただいたかと思えます。

それでその後、次の週に白浜大浜ばかりだけではない暴排部会長でございますので、観光交流課の担当者のほうに、ほかの海水浴場のほうにもお邪魔させてもらうということをさせていただいて、少なくとも昨日の報告の中では9回ということでございました。

この間、今年最初はお客様がどうも少ないね、お客さんの入りがどうなんだろうねと、別の報告でもございましたけれども、暑い夏というのはどうも海水浴というのは入出が落ちるという状況があるようだというところですので、今後もまた心配なところでございますけれども、暴排部会としましては夏期対策の支部の暴排部会としましては、この夏の夏期対策の成果というのを各支部の本体会議の中で出てくる意見を踏まえて、また防災部会のほうに付託される内容をしっかり準備を整えてやってまいりたいと考えております。

昨日ですが、岡崎議員の御質問に市長が答弁したように、その条例に関しても見直しを前向きにやっていきたいというところをしっかりと受けまして、夏の海水浴場だけでなく本日まで、これまでの答弁の中でも通年化というキーワードもございますものですから、健全で安心・安全なというエリアを海のエリアだけじゃなくて全体、市全域としてどう捉えられるのかという視点を、私副市長個人としては持ちまして当たりたいと思っております。

加えまして、昨日の岡崎議員の質問の中から、市職員に対してのオーバーワークという御

心配もいただいて、この9日間、私が市の観光交流課職員と一緒に現地に向かう往復も含めまして、現地では90分とか120分とかいうところと一緒にしてたところですけども、毎日現場に立っているコアのメンバーというのが観光交流課の中に複数名おりますので、その者にしっかり寄り添うようなことを、体力的なことだけではなくてハートの疲弊というのも非常にある、プレッシャーのかかる業務だと思ってたものですから、そこに寄り添うという気持ちで、9日が多いとは、ちょっと胸を張れるものではないんですが、そんなつもりで暴排部会長としてもこの夏を取り組んだ次第であります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 沢登議員、再質問をお願いしていいですか。

では答弁漏れとして、マイクを入れてしゃべってください。

○12番（沢登英信君） やはりこの海水浴場は150万も来たときもございます。今年は26万ですけども、やはり多ければ多いほどいいというのではなくて、その海水浴場の規模に従った適正な人員というのはあるんじゃないかと。この過度の観光客の被害というのは出てるんじゃないかと、京都等を含めても。そういう考え方に立たないのか、立ってくれるのかという質問をしてるんです。その答弁が全くないということを言ってるんです。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） それでは、海水浴場の適正な利用客数の考え方についてお答え申し上げます。

海水浴場の適正な利用客数につきましては、砂浜の広さだけでなく駐車場やトイレ、シャワー等の施設の不足による利用客の密集、またごみや水質汚染等の問題も考慮する必要があると考えております。

議員御指摘のとおり、テレビや新聞等でも報道されているとおり、京都などでは観光客が集中するオーバーツーリズムにより、地域住民の生活に影響が出たり旅行者の満足度が低下したりする懸念が生じております。今後の海水浴場の在り方について、適正な利用客数は重要と考えておりますので、受入れに余裕のある海水浴場等に行ってもらえるような対策や、情報発信や諸施設整備等を含めて関係者と検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ありがとうございます。副市長や観光課の皆さんの努力に敬意を表

したいと思うわけであります。

岡崎さんが言いました、オーバーワークであるなんてことは私はとんでもない発言だと思っております。市長はこの海水浴場から違法業者を排除すると、こういう方針を出して、地元の人たちも排除したいという思いがあって、そういう状態の中でパトロールが必要だと、課長さん方が観光課長だけに任せずに、市全体の問題として取り組もうと、こういう姿勢でパトロールに出ているということについては、それは高く私は評価すべきだと。70万の金を出せとか出さないとか、そんな類いの問題ではないと。解決しなきゃならない課題であり、市長がその先頭に立ってるんだと、それを支えるのが課長であるというのは明らかではないかと思うわけです。

しかし、そういう精神論に立ってみても、実態にパトロールが効果を出しているのかどうなのかということは、厳密に評価して効果があるようにしなければならないんじゃないかと、こう言っているわけであります。デリバリーあるいはこのアルコールを売ったりラーメンを売って勧誘しているというようなことは、ボンズの人たちがとうとう注意をして、ある程度少なくなったかもしれない。しかしこの浜地にパラソルやこのベッドを持ち込んで違法営業をしているという実態は、この写真に明らかなようになってるんじゃないかと。これを取り締まる対策を立ててほしいと、こう言っているわけです。

そしてここで働いてる、横断歩道でやっている人たちは、決して暴力団でも何でもないと。大学生の青年であったり、雇われて来ている、その裏にいるのが先ほど副市長が2社といったリバイバルでありドルフィンだと。個人ではなくそういう団体や会社組織がこの事業をやってるんだと。その裏には大場組がいるんだというのが明らかになっているわけですから、やはり改善をしたということは評価しますけれど、それだけにとどまらず、今なお違法行為が行われてるんですから、これを改善していくという、こういう姿勢に立っていただきたいと、こう言っているわけであります。その点の御答弁をいただきたい。

そういう観点から申しますと、この下田市海水浴場の条例を市長は6月議会でもその前でも条例改正も検討すると、こういう具合に言っておりますが、市長の答弁の内容はこの第9条ですか、30万円の罰金でいいのかと、あるいは罰金を科すということが手続上、なかなか困難ではないかと、この9条の実施方向について検討しますよと。そしてさらに具体的に浜地に持ち込んで、不法営業をしているこの人たちを物理的に阻止をするという言い方でいいのかどうか、ちょっとそこら辺は微妙かもしれませんが、この2つの方向で条例を見直しますよと、こういう答弁を市長はしているわけです。

岡崎さんが言うように、浜地で営業したい人をどれでもいいってきなさいと、許可してあげますからと、その許可条件の中で営業してくださいと。こういう条例の改正をしようと市長はいつてるんじゃないんです。そんな改正をするんだとしたら、それはとんでもないことだと私は思います。

ほかの業者と同じように出店組合をつくって、その出店組合で管理しなさいよと、こういう方向ではなくて、市が海水浴条例をつくって、夏期対の支部のみが営業するのならできると、安全な海水浴場を確保していくんだと、こういう条例の組立てになっているわけです。

この条例の精神をたがえるような改正を考えてるのかどうなのか、私は市長は考えてないと、6月の答弁では先ほど申し述べたような回答をいただいておりますので、再度この点については確認をさせていただきたいと思います。

そういう点で無届け業者ではない、条例に違反をしている違反業者であると、こういう立場からこれを阻止するんだと、やめさせるんだと、こういう観点に立っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。市長の答弁を求めます。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） まず、私のほうから持込みの阻止についてお答え申し上げます。

持込みの阻止については、まず保管という考え方が条例のほうにあるんですけれども、顧問弁護士に相談したところ、パラソル等が浜地内に持ち込まれ、積み上げられた状態で時間が経過し、その状態であれば保管という解釈ができるとの意見をいただいております。持ち込むという時点では保管という行為に該当しないため、強制的に阻止はできないと考えております。浜地内に持ち込むには、歩道等での積み降ろしが写真のとおり行われておりますので、こちらについては管理者である県土木事務所には、パトロールの依頼や対策について協議をしております。

今後も管理者である県土木事務所や警察等、関係者と効果的な対策について協議してまいります。

それで条例違反事業者と無許可事業者につきましては、沢登議員が御指摘のとおり条例違反事業者という呼び方で私どもも使っております。それで無許可営業者という言葉が出てきたのは、暴排部会においてチラシをバスやタクシー、宿泊施設や、また現地で配布するときに条例違反事業者という言葉を使うと、利用する方が何を利用しないでもいいのかとか、ちょっと分かりづらいという面もありまして、そのため公認店でない無許可営業を利用しないよ

うにという表記をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私からは、現在市長として考えている条例改正について答えをお求めなので申し上げます。

これは繰り返し述べていますとおり、重要なのは実効性であります。この実効性というのはやり方としては、アプローチとしては大きく2つあります。1つが法令的な制限、これはその条例が本当に有効に働くような形になれるかどうか。もう一つは現地での具体的なアクションになります。例えば今年の夏からSOMAが海水浴客の求めているサービスを提供することにより、彼らが利益を上げられないようにする。許可を得てない者たちが利益を上げられないように、本来的に許可をもらってる人に営業していただくと。これはある意味、間接的なやり方ですけども実効性があるだろうと。こうした様々なことを考えています。

その中の一つ、今言った大枠の中の一つに法令の制限をかけるというのがありますが、これは現在、警察、検察とも話をして、どうやったら実効性を持つのかについて勉強しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） SOMAが利益を上げて、この違法業者と営業上で競争をすると、こういうようなことで解決するんだというような考えは改めていただきたいと。そもそも原田区が支部としてやっていたと、この人たちは浜地からこの暴力団を排除してほしいと、排除できないから撤退をするという、こういう形になってきているわけです。それを今度はSOMAが代表して収益事業を上げるんだと、まさに渚の公園と同じような発想をしている。浜は誰のものかと、私はやはり原田区民のものだと思うわけです。

それは一団体、一般社団法人ですか、そういう人のものになると、あれは一年中、渚の公園で浜地から収益収入を上げると、こういうような浜地の管理というのはいかななものかと。楠山議員はそのように発言をして、具体的にそういう一年中使うんだということで、吉佐美地区で問題にされていると、こういうことが出てきているわけです。法人吉佐美と吉佐美区の考え方が違ってきていると、通年で何年間も契約をすると、そういうことは法人吉佐美としては許していませんよと。

こういう見解が区民の中でも大きな問題になっていると。この渚の公園というのはやはり

そういう問題を私は含んでいると、市長はどのように考えているのか、再度質問をいたします。渚の公園を進めようとしているのか、やはりきっちり調査をして、どういうものを調べるという観点に立つのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 下田市では世界一の海づくりプロジェクトとして、海水浴場の通年化という取組をしております。それで渚の交番につきましては、過去は平成27年から29年に白浜大浜海岸で渚の交番を整備する構想を持っており協議しておりましたが、県や関係者と調整がうまくいなくて頓挫した経過がございます。

今後につきましては、先ほども楠山議員さんの答弁であったとおり、世界一の海づくりプロジェクトやサーフタウン構想、またグローバルC I T Yプロジェクトの一環であるエコツーリズムプロジェクト等のワークショップを通じて、海岸の海の通年化については渚の交番プロジェクトも含めて様々な視点で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 白浜の原田区で27年から29年にこういう問題が、渚の交番を浜の近くにつくったらどうかと、こういうものがあって、やはり区民から反対を受けてこれが頓挫したと私は理解をしております。

大変問題のあるこの形であって、今の区が管理している浜は誰のものかということが問われるような、課題に結びつく内容を含んでいると言わなければならないと思います。

次に、広域ごみ処理についてお尋ねいたします。

6月議会でも聞きましたけれども、今回も同じ答弁が繰り返して来ていると。都市計画決定は県やその他のところと協議をしています。具体的に何をどう協議しているのでしょうか。

それで建築基準法には先ほど紹介したように、都市計画審議会の決定を受けなさいということが明記されていると。市や一部事務組合が行う事業は、この都市計画決定を無視してよろしいという法体系があるのでしょうか。何で協議中になってるんだと、3か月もたってるのに、何で都市計画審議会の見解が明らかにできないのかと、お尋ねします。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 先ほど申し上げましたとおり、現在の協議というものにつきましてはその必要性も含めた検討ということで、もし計画決定等が必要であれば、どういっ

た手法があるかということも複数の選択肢があるという中での協議を行っているところでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 挙手をお願いします。答弁漏れとしてもう一度マイクをお願いします。

○12番（沢登英信君） 建築基準法第51条というのは、どこの部署ですか。建設課の部署でしょう。それで汚泥処理、ごみ処理場は都市計画審議会の決定を得なければ、新築も増築もできないと明記しているわけです。

それを課長はですね、都市計画審議会にかけなくていいかどうかも協議中だと、こういう答弁をしてるんです。そんな答弁はないでしょう、建設課長に聞いているよ。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 都市計画決定というものにつきまして、一般的な話としまして、都市計画決定というものは都市の土地利用ですとか、都市施設の整備及び市街地開発事業に関するような計画ということで、都市計画の内容についての法定手続ですとか、都市計画制限計画事業等を定めるようなものとなっております。

一方で、この現況もごみ焼却施設のようなところで、建築基準法に定められている改築というものがありますけれども、例えば建築基準法51条については、現在の候補地となっている清掃センターというのは、位置決定というものを決定がされている部分でもございます。ですからその中においての一定の改良、改築というものは可能とされているものでございますから、そういったところで改築等の手続であれば必要がない可能性もあるというところで、そういった方向性も含めた検討をしているということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君、あと5分です。

○12番（沢登英信君） 明確に答弁してください。結局あそこは1,000平米以上になりまして、今の段ボールとか粗大ごみを置いているところは都市計画決定から外れているわけです。

そこも含めて一部事務組合は建設地になっているわけですから、私はそういう意味では都市計画決定をしないで建設することなんかできないと、無法を市がやっていいと、しかもその事業体は下田市ではなくて、一部事務組合という特定地方公共団体がその工事をやるということになるわけですから、一部事務組合が下田市に、建設課に出すのか県に出すのかは知りませんが、都市計画決定の申請書を出さなきゃならないと、こういうことになる

思うわけです。

そして民間の事業者には、1,000平米以上にかかれば土地利用委員会にかけると言いながら、市が関係する事業は土地利用委員会にかけなくていいと、市民のためにチェックしないでいいんだと、こういう見解がどこから出てくるのか。なぜ土地利用委員会にかけなくていいのか、明確に御答弁を再度お願いしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、土地利用委員会について先にお答えいたします。

下田市土地利用に係る適正に関する指導要綱というのがございまして、その適用除外3条の2に「国または地方公共団体が行う公共施設または公益的施設の整備に係る土地利用事業は適用除外」となっております。

あと都市計画決定等々において様々な協議を進めているところで、所管課する建設課としますと、先ほど沢登議員がおっしゃった建築基準法第51条には、ただし書許可がございます。

まずは、都市計画区域内においては、廃棄物処理施設など都市計画で決められたもの以外は新築、増築してはいけませんというように書かれてます。ただし、都市計画審議会の議会を経て許可された場合または一定の規模以下の施設であれば新築、増築してもよいとされております。

しかし、都市計画決定の審議を持っているのは下田市でございしますが、建築基準に関しては下田市に建築主事がいなく、権限は県にございます。そういった取扱いについて、市として判断し切れないところがございまして、そのただし書については、県に判断、指導を得なければ、この都市計画決定手続を今後どのように進めていいかというところが、今はまともっていないところで、それについて協議してございます。

加えて、ちょっと私もすみません、都市計画の専門ではございませんが、既に決定されたという条件の下、今後審議会でどのように図って、どのように進めていくかというところについても、今所管する一部事務組合と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ようやく明らかになりました。都市計画審議会というのは下田市の審議会ではなくて、県の審議会にかけなければならないと、こういう答弁を今いただいたと思うわけであります。

次の質問に移りたいと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 沢登さん、誤解しないでください。都市計画審議会、下田市の審議会で諮れることができるんですけども、都市計画決定をする際に。ただ建設基準法の51条のただし書で、都市計画会で審議を得て許可された場合は、都市計画決定は要りませんよということを書かれてるんです。

それで建築基準法に関することは今県が処理していますので、市のほうにそういった権限、知識がないので、そこの取扱いなど様々なことをどう処理していこうかというところを今県等々と協議しているところです。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 今の答弁は、時間を止めていてください。

○議長（中村 敦君） では時間を止めます。

○12番（沢登英信君） 下田市の都市計画審議会が審議をするんだけど、どういう具合に扱っていいかケースがあまりないので、県に聞いて進めるんですよと、こういう答弁ですか内容は。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） すみません、建築基準法に関しては、下田市が建築主事がないので、権限を持っていないので、このただし書とかそういった適用ができるかどうかというのが県に相談しないと分からない。それによって都市計画決定をするべきなのか、審議会の審議で許可を取って済ませるのかというところが下田市では判断し切れなく、今そういったところを協議しなければいけないというところです。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 全く分からない答弁しかいただけなくて非常に残念です。そしてそれぞれの皆さんの、どういうスケジュールで進めるかという基本設計の表を見ますと、2年間をかけてこの都市計画決定をするんだということが書いてあると。しかし建築主事が下田にいないので、建築主事に聞かなければどう扱っていいか分からないと、こういう答弁しかよこしていないと、それが6月の議会にあって3か月たってもなお同じ答弁を繰り返している。全くもって不誠実な答弁と言わざるを得ない。

明確にさせていただきたいと、私はこの法律の規定からいって、当然都市計画審議会が審議

をしていただいて、今の場所が適当なのかどうなのか、きっちり判断をしていただくべきだと、市長、こう思うわけです。首長から、上から言ってきて、市民に直接聞いて議論をする場所というのは市長は設けてこなかったと、正規のものは何も設けてこなかったと。2,300人からの疑問が呈されているにもかかわらず、議会も市長もそれを無視したと、こういう経過を踏んでいる、この焼却炉につきましては、経過からいって。

それで生活環境調査が通ったから予定地だということではいかがなものかと、世界の情勢は、物事の考え方はこうですよということを市長に申し伝えましたけれども、全く市長にそれが届いてないのか届いているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 今ちょっと聞き間違いじゃなかったかと思うんですけど、議会もその辺をしてこなかったとおっしゃいましたけれども、今進めていることは、市民説明会も経て、そしてこの議会での議論も経て、一つずつ進めているわけです。沢登議員がそれに納得していないという御意見だと思うんです。それはそれで沢登議員のお考えとして承ります。

しかれども私たちは考え続けるわけにもいかないものですから、いろんな議論の中で、それじゃ今回はよしとしよう、それでは今度はこんな調査をしようといって、みんなで新しいことを手探りと言っていいかどうかは分からないんですけれども、この私たちがみんなで、今これは難しいごみ問題について取り組んでいるわけです。こうしたこれまでの手続のその全てを無にするような御発言はいかがかと思います。私たちはこれからも、今まさにやっていますが、市民の意見をもらいながら進めてまいります。

都市計画決定につきましても、恐らく手続としてやることになると思います。ですが先ほど課長が言ったように、そうするかどうかということについて様々なことを確認しなければならないという意味で、さっきの課長の発言があったとお考えいただきたいと思います。

都市全体を見渡して、この場所でいいのかということをちゃんと審議しようという意味で、建築基準法の51条は昔でいう迷惑施設です、今はそのようにはしません、今は必ず、むしろいいものに造ろうとしてますけれども、そういったものについては、昔はちゃんと都市全体を見渡して場所について選定すること、そういう趣旨があったわけです。ですから都市計画決定の意義が、実は近年になってどんどんシステムの新しいものになって、そして環境的にもいいものになった今、必ずしも昔のままでいいかどうかというのは疑問があります。ですからそれはそれとして置いておいて、制度上はそういうことになって今でも残っているの

で、それに向かって様々な協議を進めているということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君、あと2分なのでまとめていただけますか。

○12番（沢登英信君） 沢登の勝手な考えだということではなくて、署名運動と住民投票条例をつくってという2,300人からの人たちが、議会や市長のところに要請に行っているわけです。そういうものをきっちり捉えて、賛成する人も反対する人も含めて、きっちり審議をしていただくと、こういう審議の場所あるいは知恵のある識者も入れて、普通はこういう場をやる場合に審議会をつくって御審議をいただく、諮問を受けると、そういう手続も一切、民主的な手続を市長は踏んできていないということを言ってるんです。

議会は通したかもしれませんが、多数で。しかし市民は、多くの人たちが疑問を呈しているという実態が一方であるわけですから、市長のそのやり方に対して。そこを埋めるような手だてを市長はぜひ考えていただきたいと、こう言っているわけです。

そして具体的には、当初予算の中でも下水道課長がバイオ発電をやると、下水道汚泥等々を含めて、国の指導を受けてテストをするんだと。これもやはり汚泥を焼却していくと、それを埋める捨て場がないと、最終処分場がないということが現実になってきているわけです。環境省も令和元年度のデータを基にして、今全国にある最終処分場は20年しかないんじゃないかと。こういうことを国が明らかにしてるわけです。

したがって京都においても、最終処分場が

○議長（中村 敦君） 沢登議員、時間です。

○12番（沢登英信君） いっぱいになってしまうと。したがって、ごみを半分にすると、こういうことを言っているわけです。

下田の場合は最終処分場は民間に持っていくんだと、民間の捨て場もなくなるという、こういう現状が一方にあるわけです。全く総合的にこのごみ処理が考えられていないと、こういう指摘をしているわけですが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） この答弁をもって終わりにします。

市長。

○市長（松木正一郎君） ごみを燃やすなという、ときどきそういう言葉があります。長友議員もたしかそれに似たことをおっしゃっていた。しからばその大崎町とかいろんなまちでは、燃やさずにどうしてるかというのは、もちろん御存じだと思いますけれども、埋めてるわけ

です。埋めてるときにどうやって埋めるか、御存じでしょうか。それは簡単に言うと、ごみの缶詰にしてコンクリートで蓋をして、将来的にひょっとしたら何かがにじんで土壌に入ってしまうかもしれないけれども、取りあえずコンクリートの缶詰にして地中に埋めるというのが現在のほかのまちのやり方です。

そのごみをそんなことをせずに、できれば焼却してしまっただけ炭化して、つまり無害化して量も減らして、そして少しずつ減らすことによって、みんなで少しずつ最終処分場の延命をしながらやるというのが現在の一般的なやり方です。

私は焼却するなという話の裏にある、それではごみの缶詰をつくって未来に置いていいのかといったことについて、思いを致さなければいけないんじゃないかなと考えているところでございます。

今回のこのごみの問題については、皆さんおっしゃるとおり私たちのこのまちが未来に対してちゃんとできるのかといったことになると思います。ごみ焼却場そのものについても、クリーンで安全なものにしなければいけない、これはもう当然です。ですからそれを環境の調査としてやり、予測値を出し、これだったら問題はないだろうというようにやったわけです。

どうかこういった科学的な根拠に基づいた、私たちの今の取組について、議会では多数決で可決されてますけれども、皆さんも一緒になって考えていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） これをもって、12番 沢登英信君の一般質問を終わります。